

令和5年度第2回 帯広市国民健康保険運営協議会 議事概要

1 日時 令和5年8月31日（木）18：30～19：30

2 会場 帯広市役所10階第6会議室

4 出席者委員 12名

被保険者を代表する委員

平田 とよ子 委員、高橋 久美子 委員、五十嵐 詔子 委員、戸井 実可 委員

保険医又は保険薬剤師を代表する委員

川上 義史 委員、大滝 達哉 委員

公益を代表する委員

古田 裕 委員、朝日 照夫 委員、佐藤 英晶 委員、外崎 裕康 委員

被用者保険等保険者を代表する委員

矢録 秀春 委員、海野 真彦 委員

5 欠席委員 2名

保険医又は保険薬剤師を代表する委員

石川 忠孝 委員、中村 貴徳 委員

6 議事録署名委員

平田 とよ子 委員、川上 義史 委員

7 傍聴者等

報道関係者 1名

8 事務局出席者 12名

石田 智之 市民福祉部こども健康担当参事、佐藤 淳 市民福祉部健康保険室室長、

城石 徹 政策推進部税務室室長、青木 慶宏 国保課課長、服部 亮 国保課課長補佐

松隈 聖子 収納課課長補佐、内藤 彩 国保課管理係係長、岩佐 直子 国保課給付係主査

小出 道也 国保課管理係主任、橋爪 真也 国保課保険料係主任、

溝江 圭介 国保課管理係主任補、曾根 誠 国保課管理係主任補

9 会議次第

(1) 開会

(2) 参事挨拶

(3) 議事

①令和4年度国民健康保険会計決算報告について

②制度改正について

・産前産後保険料免除に係る制度改正

③その他

(4) 閉会

10 議事概要

1 開会

【事務局】 ただいまより、令和5年度第2回国民健康保険運営協議会を開催いたします。

まず、議案の修正についてご連絡いたします。議案を事前配布しておりますが、一部に修正がございます。本日お手元に正誤表を配布しておりますが、6ページに修正がありますので、正誤表のとおり修正をお願いいたします。

〇〇委員については委嘱後、初めての出席になりますので簡単に自己紹介をいただければと思います。

(委員より自己紹介)

これより先の議事進行は会長をお願いいたします。

【会 長】 (会長より挨拶)

2 参事挨拶

【会 長】 それでは参事よりご挨拶をいただきたいと思います。

【参 事】 (参事より挨拶)

3 議事

(1) 令和4年度国民健康保険会計決算報告について

【会 長】 はじめに令和4年度 国民健康保険会計決算報告について、を議題とします。事務局から説明をお願いします。

【事務局】 (事務局より議案に基づいて説明)

【会 長】 何かご意見、ご質問はありますか。

【委員】 23ページの上の表で、帯広市は前期高齢者が45%で若い方の割合が多いとのことですが、例えば大きな会社があるところは、そこの若者はみんな社保になってしまうわけで、国保の構成員としては若いのですが、他市に比べて、帯広市の全体の人口の中で若い方が多い意味ではないですね。

【事務局】 前期高齢者の割合につきましては、国保加入者に占める前期高齢者65歳以上の方の割合となっております。

【会 長】 あくまでも帯広市の国保の中での高齢者の割合ということですね。ですから帯広市の全体の人口割合とは違うということ、実際にどれくらい違うのかはわかりますか？

【事務局】 帯広市全体の高齢者の割合などを他市と比較ということでは、現時点で把握しているものはございません。申し訳ございません。

【委員】 25ページの内容について、わからないので聞きたいのですが、基準外繰入金はこの表だけ見ると、室蘭市のように高齢化率が高いところが0になっていて、この数字というのはどの様な捉え方をしたら良いのでしょうか？

【事務局】 一般会計繰入金につきましては、議案の21ページ、22ページをご覧くださいのですけれども、財政運営の安定化を図るために、帯広市の市税などを財源にしたものを国保会計に繰り入れているというところです。

一般会計から繰り入れるにあたりまして、21ページの表を見ていただきますと、基準内と基準外という風に分かれていまして、国の方で繰り入れの対象、交付金の対象になりますというものと、それ以外のものに分かれている状況となっております。

基準外ということでは、インフルエンザの予防接種ですとか、特定健診分など、国で規定されていないとなっております。

室蘭市につきましては、基準外が0円となっておりますけれども、理由については把握しておりません。

【委員】 11ページの②ドック事業の受診者数や抽選対象者というのは、どのような意味ですか。

【事務局】 まず、ドック事業は定員を設けて実施している事業でございます。具体的には、人間ドックの令和4年度の定員は450名ですが、応募していただいた方が抽選対象者ということで618名となり、当選した方の中で受診した方が446名で受診者数となります。

【会長】 定員オーバーすると抽選になり、抽選で当選したけれども来なかった方がいるということですね。

【事務局】 何らかの理由により、キャンセルされた方などがいます。

【会長】 他になければ、令和4年度国民健康保険会計決算報告については以上といたします。

(2) 産前産後保険料免除に係る制度改正について

【会長】 続きまして、産前産後保険料免除に係る制度改正についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

【事務局】 (事務局より議案に基づいて説明)

今後、9月議会を経たのち、広報おびひろ、市ホームページのほか、母子保健サービスを担当している健康推進課と連携し、周知につとめてまいります。

【会長】 ただいまの説明について、質問や意見はありますか。

私からですが、本人にかかる所得割と均等割が免除になるということですよ。国保は世帯単位ということですから、同一世帯に被保険者がいる場合は、その分の保険料は免除にならないということになるのですか？

【事務局】 あくまで、本人に係る所得割と均等割のみの免除ということ。ご家族の方ですとか、平等割保険料につきましては免除対象とはなりません。

この趣旨としては、出産される方が産前産後休暇を取られるのが一般的に14週と考えられており、この間は収入を得ることが難しく、本人が保険料を納めるのは難しいという観点から、所得割と均等割の免除となっています。

【会 長】 9月議会を経て令和6年1月から施行ということですが、この間に出産された方はどのような取り扱いになるのですか？

【事務局】 制度の変わり目についてということですが、出産された前月と当月、翌々月という免除期間ですので、本年の11月に出産される方、もしくは出産予定の方が対象となっています。

【会 長】 あくまでも1月分からということですね。

【事務局】 免除は1月分からということです。

【会 長】 1月以前の保険料は免除にならないということで、理解できました。

【委 員】 この制度改正については、全国的に同じ取り扱いですよ。ここで申し上げても仕方がないですけども、対象者が世帯主の場合、世帯主ではない場合があり、対象者が世帯主の場合だと所得割と均等割以外に平等割があり、社保と比べても非常に厳しいのかなと思います。そのような議論はなかったのでしょうか。

この制度が出来ることは良いとおもうのですが、将来的にどうなんだろうと思うのですが。

【事務局】 この制度については、国保全体、全国で統一された制度です。議論の経過までは把握していませんが、出産される方の所得割、均等割があり、1人世帯の場合では平等割も支払うことになるのですけれども、平等割というのは世帯全体にかかるものであって、世帯の中に被保険者がいた時には、その方の分だけという計算ができないため、恐らくその様な観点で平等割は外れたのではないかと想定しています。

【会 長】 全国的に同様の基準で行う制度ということですね。私も多少の違和感があるのですけれども、そういう内容だと理解しました。

他になれば、産前産後保険料免除に係る制度改正についての議案を終了いたします。

(3) その他

【会 長】 本日の議案以外のことでも構いませんので、何か国保に関して質問などございましたら、挙手の上、発言をお願いいたします。

【委 員】 マイナ保険証について4つ程、お伺いしたことがあります。

まずはマイナ保険証の保有率について。

それから、保険証利用に登録していない人は資格者証が発行されるということですが、どの様な手順なのか。紙なのかカードなのか。

マイナンバーの紐づけについて、色々トラブルが発生していますが、帯広市ではどの様な状態になっているのか。

来年の10月で保険証が終わって、新聞などでは令和7年度まで延長され

るような話もあります。確定ではないので分かりませんが、今、自分は国保とマイナンバーカードの保険証の両方を持っているのですが、これは、いつ、どのようになるのか。

【事務局】 保有率につきまして、帯広市の国保加入者のマイナ保険証登録件数ですが、令和5年7月12日時点で1万6,584人となっており、国保加入者の約5割に当たります。

2点目にマイナ保険証を保有していない方に対して発行される資格確認書について、先日、国の方から当分の間のマイナ保険証を保有していない全ての方に、申請によらず資格確認書を交付するという方針が示されたところです。具体的な運用については国において協議が行われていくものと考えおりますので、現時点では従来通り郵送による交付などを想定しているというものです。

紙なのかカードなのかという部分につきまして、様式も国の方から詳細が示されると認識しています。

マイナンバー紐付けのトラブルに関しまして、全国的にマイナ保険証の紐付けが誤っている事案が発生していることが報道されているところです。令和5年5月23日に厚労省から全ての保険者に対して、氏名、生年月日、性別、住所の4情報の一致を確認することなく事務処理を行っていなかったか、7月末までに点検するように要請がありまして、帯広市国保におきましては、これまでも4情報の一致を確認はしていましたが、関係者の皆様に安心してマイナ保険証を利用いただくために、手作業で紐付けを行っていた被保険者について改めて点検を実施しました。その結果、別人の資格情報を紐付けた事案はなかったというところで、国の方に報告を終えたところです。

今後も、引き続き国の基準に沿って適切な事務処理を徹底して参ります。

最後にマイナ保険証と資格確認書の兼ね合いがどの様になっていくのかというところです。現在は、社会保険の方、国保の方が紙の保険証やカードの保険証を使用いただいているところかと思えます。

来年の秋に保険証が廃止されるということで、例えば国保の場合ですと、翌年の7月31日が有効期限になっているのですが、来年の8月には紙の保険証を更新しまして、再来年の令和7年7月31日が有効期限の保険証が発行されるとうことを想定しています。その間がマイナ保険証と紙の保険証が併用される期間になると思えます。実際には期限が切れた後にマイナ保険証を持たない方が医療機関などを受診できないようなことが起きないように、資格確認書を国の基準に基づきまして、適切に対応して参りたいと考えております。

【委員】 来年の7月に保険証が変わって期限が令和7年までですけど、実際には来年の10月以降は、その保険証は使えないのですよね。

【事務局】 期限が切れるまでは、使えるということになっています。ですので、来年の10月も使える状態です。

【委員】 保険証は廃止になっているけれども、その前に更新された保険証は期限いっぱいまで使えるということですね。

【事務局】 仰るとおりです。

【会長】 そうすると、来年の10月1日に資格確認証を発行するのですよね。その必要がない様な気がするんですけども。

【事務局】 来年の10月には更新された紙の保険証がお手元に届いておりますので、資格確認書の発行は必要ないものと認識しております。

【会長】 ということは、来年の10月1日以降に国保の被保険者に新たになった人へのみ、資格確認書が発行されるということになる。

【事務局】 そうですね。紙の保険証を発行できない方に関しては、資格確認書で対応させていただくことになるかと想定しています。

【事務局】 補足ですけれども、資格確認書につきましては、今後、国において協議が行われることになるのですけれども、保険証の体裁ですとか、紙になるのかプラスチックになるのか、記載内容について氏名、住所、生年月日、記号番号ですとか記載されていますけれども、どのような内容が記載されるのかということも、これから議論されていくということですね。

注目されている部分として、有効期限ですけれども、1年になるのか、もう少し延ばすのかということも含めて協議されていますので、保険証の有効期間と資格確認書の有効期間ですが、重複しているところで切れてしまうということを見て、保険証が切れることがないように対応していきたいと思っています。

【会長】 他になれば、その他について終了いたします。事務局から何かありますか。

【事務局】 次回の運営協議会の日程についてご案内いたします。次回の会議は、来年の2月上旬を予定しています。内容は、令和6年度の国民健康保険会計予算案についてを予定しています。開催案内は開催の1カ月前あたりを予定しておりますので、よろしく願いいたします。

4 閉会

【会長】 これをもちまして本日の会議は終了させていただきます。本日はご苦労様でした。